

伊佐市産業活性化事業補助金

伊佐市で起業するあなたを応援します！

・対象経費額の合計が150万円を超え、かつ、令和8年2月末までに事業開始が見込めるものが対象です。

・すでに完了した事業については対象外となります。詳しい対象要件は裏面をご確認ください。

補助金の種類	対象者	対象経費	補助率	上限額 ※別途加算あり
起業支援補助金	・ 起業予定者 ・ 起業から1年未満の者	起業に要する 施設整備・設備導入費	2/5	80万円
継業支援補助金	・ 継業予定者 ・ 継業から1年未満の者	継業に要する 施設整備・設備導入費	1/3	60万円
空き店舗解消支援補助金	空き店舗を活用して事業を行う者	空き店舗を活用して事業を 行う際に要する 施設整備・設備導入費	1/3	60万円
6次産業化支援補助金	認定農業者	6次産業化に要する 施設整備・設備導入費	2/5	80万円

○加算要件

対象経費が300万円を超え、以下の要件を満たす場合に上限額に対して加算となります。

加算の種類	加算の条件	加算金額
地元加算	施設整備の全てを市内の業者に発注する場合	30万円
空き店舗加算	空き店舗等を活用して事業を行う者 (「空き店舗解消支援補助金」及び「継業支援補助金」は除く。)	30万円

○対象業種

大分類	中分類
製造業	属する全ての製造業
情報通信業	情報サービス業
	インターネット付随サービス業
運輸業	道路旅客運送業
卸売業 小売業	各種商品小売業
	織物・衣服・身の回り品小売業
	飲食物品小売業
	機械器具小売業
	その他の小売業
生活関連サービス業 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業
	その他の生活関連サービス業
宿泊業 飲食サービス業	宿泊業
	飲食店
	持ち帰り・配達飲食サービス業
教育・学習支援業	その他の教育、学習支援業
サービス業（他に分類されないもの）	自動車整備業

○応募締切

・令和7年7月31日（木）17時まで

※申請様式は伊佐市ホームページをご確認ください。

○審査の実施

・審査方法：書類審査及び審査員による面談

・日 程：令和7年8月（予定）

・場 所：伊佐市役所 大口庁舎（予定）

※詳細な内容、日程等は応募締切後、対象者へご連絡いたします。

まずはこちらへご連絡ください！

◇お申込み・お問い合わせ◇

伊佐市大口里1888 伊佐市役所

企画政策課産業政策係

☎0995-23-1311 内線：1305・1304

裏面有

※詳細は伊佐市ホームページの補助金交付要綱をご確認ください。

○補助対象 チェックリスト ※すべての項目に該当する必要があります。

- ☐ 起業者、継業者、空き店舗活用事業者、認定農業者のいずれかに該当する者
(起業者については伊佐市創業セミナーを受講したことを証明できるまたは受講する者)
- ☐ 伊佐市商工会の会員または実績報告日までに会員となる見込みがある者
- ☐ 事業に必要な許認可等を取得している者または実績報告日までに取得する見込みのある者
- ☐ 補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に実績報告書及びその添付書類を提出し、報告書類の審査及び完成検査を受けることができる見込みのある者
- ☐ 市内に住所を有し、居住する者または市内に事業所を有する法人の代表者
(実績報告日までに移住する者又は立地する法人の代表者を含む)
- ☐ 伊佐市企業立地等促進補助金の交付を受けない者
- ☐ 市区町村税の滞納がない者
- ☐ フランチャイズチェーン等に参加していない者
- ☐ 補助金の交付を受けた日から3月以内に事業を開始できる見込みのある者
- ☐ 金融機関等からの資金調達が十分に見込める者
- ☐ 公序良俗に反する行為、政治的活動・宗教的活動に関する行為を行わない者
- ☐ 暴力団・暴力団員と密接な関係がない者
- ☐ 過去に伊佐市起業チャレンジ支援事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていない者

上記項目に加え、申請時に添付が必要となる書類がございます。詳細は伊佐市ホームページをご確認ください。

○用語解説

「起業」とは・・・以下のいずれかに該当すること

- ①個人が開業すること
 - ②事業を営んでいない個人が法人を設立すること
 - ③個人が市内への移住に伴い事業を開始すること
 - ④法人が市内への進出に伴い事業を開始すること
- ※開業済み個人及び法人が、廃業し、廃業前と同業種で再度開業する場合は除きます。

「継業」とは・・・

個人事業主又は法人から事業を承継すること

「認定農業者」とは・・・

以下のいずれかの認定を受けていること

- ①農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画
- ②酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画
- ③果樹農業振興特別措置法の果樹経営計画

「6次産業化」とは・・・以下のいずれかに取り組むこと

- ①市内の地域資源を原材料に新たに加工・販売を行うこと
- ②特産品開発・販売や体験型観光等により地域産業の付加価値向上に取り組むこと

「空き店舗」とは・・・

申請日時点で事業の用に供されていない市内の店舗、倉庫、事務所その他の事業活動を行う施設のこと

「空き店舗活用事業者」とは・・・次の項目すべてに該当すること

- ①空き店舗を活用して事業を開始する者（既に市内の別の店舗で事業を行っている者も対象）ただし、営業している店舗から空き店舗への移転により、移転前の店舗が空き店舗とする者は対象になりません。
- ②空き店舗所有者と
 - ・ 同一世帯ではないこと または 生計をともにしていないこと。
 - ・ 配偶者二親等内の血族 または 姻族でないこと。

◇お申込み・お問い合わせ◇

伊佐市大口里1888 伊佐市役所企画政策課産業政策係

☎0995-23-1311 内線:1305・1304